

海外投資（不動産等）保険約款・新旧対照表

新	旧	備考
<p>海外投資（不動産等）保険約款 平成13年4月1日 01-制度-00006 沿革 (略) <u>平成22年3月29日 一部改正</u></p> <p>第1条～第18条 (略)</p> <p>(保険契約者又は被保険者による保険契約の解約)</p> <p>第19条 保険契約者又は被保険者は、保険期間中は保険契約を解約することはできない。ただし、日本貿易保険に対して、残りの保険期間に対応する保険料全額を支払うとき<u>又は別に定める場合は</u>この限りではない。</p> <p>第20条～第28条 (略)</p> <p>(保険代位)</p> <p>第29条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、<u>法第25条</u>の規定に基づき保険金の支払のときに被保険者の有していた送金不能額、送金不能取得額に係る債権その他の第三者に対する権利を支払った保険金の額の第3条各項に規定する残額に対する割合をもって取得する。</p> <p>第30条～第39条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成22年4月1日から実施する。</u></p>	<p>海外投資（不動産等）保険約款 平成13年4月1日 01-制度-00006 沿革 (略)</p> <p>第1条～第18条 (略)</p> <p>(保険契約者又は被保険者による保険契約の解除又は解約)</p> <p>第19条 保険契約者又は被保険者は、<u>この約款に定める場合を除いて</u>、保険期間中は保険契約を解除又は解約することはできない。ただし、日本貿易保険に対して、残りの保険期間に対応する保険料全額を支払うときはこの限りではない。</p> <p>第20条～第28条 (略)</p> <p>(保険代位)</p> <p>第29条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、<u>商法(明治32年法律第48号)第662条</u>の規定に基づき保険金の支払のときに被保険者の有していた送金不能額、送金不能取得額に係る債権その他の第三者に対する権利を支払った保険金の額の第3条各項に規定する残額に対する割合をもって取得する。</p> <p>第30条～第39条 (略)</p>	